

## 岐阜県警察名誉師範の称号授与について

昭和55年3月28日

教発第55号 本部長

本県警察の柔道、剣道又は逮捕術の指導職にある者が、これら警察術科の振興に貢献し本県警察を退職するときは、その功績に報いるため次により岐阜県警察名誉師範の称号(以下「称号」という。)を授与することとしたので通達する。

### 記

#### 1 称号の授与基準

称号は、本県警察の主席師範または師範の職にある者が次の各号に該当し、本県警察を退職する際に授与する。

- (1) 人格、識見ともにすぐれ一般の模範と認められる者
- (2) 永年にわたって本県警察の柔道、剣道又は逮捕術の普及振興に貢献し、特に功績のあった者

#### 2 手続き

称号は、警務部教養課長の別記様式1による上申に基づき警察本部長が授与する。

#### 3 授与

称号は、別記様式2によって授与する。

#### 4 称号のそう失

称号を授与された者に、名誉師範にふさわしくない言動又は非行のあったときは、その称号をそう失させることができる。

#### 5 その他

本通達実施以前の退職者にあっても、前記1称号の授与基準に該当し、現に本県警察の柔道、剣道又は逮捕術の指導に従事している者に対しても適用する。

【別記様式省略】